



# 鳥取県公報

令和2年10月6日（火）  
第9240号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（541）（福祉監査指導課） . . . . . 2
	保安林の指定予定（2件）（542・543）（森林づくり推進課） . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定（544）（〃） . . . . . 3
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任（545）（会計指導課） . . . . . 3
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更（546）（〃） . . . . . 3
◇ 公 告	令和2年度毒物劇物取扱者試験の実施の変更（医療・保険課） . . . . . 4

# 告 示

## 鳥取県告示第541号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和2年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アロー歯科	西伯郡日吉津村大字日吉津952-2	令和2年8月31日

## 鳥取県告示第542号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡智頭町大字篠坂字ウルシボキ630の1、633の1
- 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、智頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第543号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 保安林予定森林の所在場所  
八頭郡八頭町（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的  
水源の涵養
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第544号**

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和2年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

西伯郡伯耆町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、伯耆町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び伯耆町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第545号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

令和2年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

県の刊行物の販売代金及び送付に要する費用に係る現金の収納に関する事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県地域づくり推進部文化財局とっとり弥生の王国推進課青谷上寺地遺跡整備室

課長補佐 濱田 竜彦

3 委任期間

令和2年10月6日から令和3年3月31日まで

**鳥取県告示第546号**

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

令和2年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
------	-----	------	-------	-------	-------

364	鳥取銀行鳥取支店県庁前出張所	名称	鳥取銀行鳥取支店県庁前出張所	鳥取銀行本店営業部県庁前出張所	令和2年10月12日
		所在地	鳥取市西町一丁目121	鳥取市永楽温泉町171 (本店営業部内)	
591	倉吉信用金庫由良支店	名称	倉吉信用金庫由良支店	倉吉信用金庫由良出張所	〃
409	鳥取銀行住吉支店	所在地	米子市上後藤五丁目13-32	米子市旗ヶ崎一丁目1-1 (旗ヶ崎支店内)	令和2年10月19日
592	倉吉信用金庫東郷支店	名称	倉吉信用金庫東郷支店	倉吉信用金庫東郷出張所	〃
396	鳥取銀行鳥取支店	所在地	鳥取市川端三丁目205	鳥取市西品治829-8 (鳥取北支店内)	令和2年11月9日
599	倉吉信用金庫三朝支店	名称	倉吉信用金庫三朝支店	倉吉信用金庫三朝出張所	〃

公 告

令和2年5月15日付鳥取県公告（令和2年度毒物劇物取扱者試験の実施）を次のとおり変更する。

令和2年10月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

変 更 後	変 更 前
2 試験の場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂 <u>鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎4階第22会議室</u>	2 試験の場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁講堂